

市民後見人とは、
どういう制度なののでしょうか？

Q 宍粟市も高齢者世帯が増加していると聞いており、今後、成年後見制度の利用も増加していくのではないかと思います。私も、地域の高齢者福祉に貢献したいと考えているのですが、市民後見人とはどのような制度なののでしょうか。

A 市民後見制度とは、市町村や社会福祉協議会、NPO法人等が、成年後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用を図るために、所定の養成講座や実務研修等の受講を終了した市民を後見人等の候補者として登録し、家庭裁判所に推薦するというものです。都道府県も、これらの取組みに助言するなどの援助を行うこととされています。

平成23年度に市民後見推進事業を実施している市町村は、全国で37の市区町であり、兵庫県では神戸市と西宮市の2市のみですが、今後は、市民後見人の養成事業を実施する地方自治体も増加していくと考えられます。

法定後見制度については、現状の問題点として、弁護士等の専門職後見人が就任する際の経費負担や、利用者の増加による担い手不足が指摘されています。その一方で、親族等の後見人が本人の財産を横領するなどという事件も増加しており、このような犯罪の予防も重要な課題となっています。

成年後見制度に対する需要は今後も増加していくと予想されます。制度の意義を理解し、倫理観を備えた市民が後見人等に就任し適切に業務を遂行していく、市民後見制度の普及が期待されています。

【姫路総合法律事務所 弁護士 土居 由佳】

総合相談所のお知らせ

暮らしの相談・お困りごととは社協へ！

◎心配ごと相談 (法律専門相談)

宍粟防災センター

1月20日、27日(金)

2月3日、10日、17日(金)

午後1時30分～4時

※予約制となっています。

山崎支部(62) 5530

◎無料弁護士相談

土居 由佳弁護士(姫路総合法律事務所)による
無料法律相談です。

●メイプル福祉センター

2月16日(木)

午後1時～4時

●宍粟防災センター

2月22日(水)

午後1時～4時

○1件30分

定員6名(各センター)

○事前に電話予約が必要です。

○先着順で受け付けますが、

初めて利用される方を優先
します。

●申し込み社協本部

(072-8787)

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日

午前8時30分～

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、
介護に関する相談や苦情、
福祉サービス等の相談を受け
付けています。

お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。相談は
無料です。市内にお住まい
の方が対象です。